

米国のダンピングマージン算定に関する法律、規則および方法(ゼロイング)
(パネル報告 WT/DS294/R、2005 年 10 月 31 日提出、 上級委員会報告
WT/DS294/AB/R、2006 年 4 月 18 日提出、2006 年 5 月 9 日採択)

中 川 淳 司

I. 事実の概要

1. 事案の概要

米国や EC では、加重平均価格比較によるダンピングマージンの算出に当たって、調査の結果得られた対象製品のモデルごとあるいは輸出取引ごとの輸出価格が国内価格を上回る場合、加重平均の計算に当たってこの差をゼロとみなして価格比較に加えず、ダンピングマージンを結果的に高めに算定する手法が用いられてきた(ゼロイング)。

ゼロイングに関しては、既に、EC によるインド製ベッドリネンに対する AD 措置事件(以下、「EC ベッドリネン事件」)の上級委員会報告(2001 年 3 月採択)¹において、加重平均価格比較によりダンピングマージンを算出する際にゼロイング手法(methodology)を用いることの AD 協定違反が認定されている。しかし、米国は、AD 協定違反と認定されたのは個別のゼロイング措置(as applied)であって、ゼロイング手法そのもの(as such)が AD 協定違反と認定されたわけではないとの立場をとって、ゼロイング手法を維持して引き続き適用している。そして、本件がパネル手続に係属中の 2004 年 8 月には、米国によるカナダ産軟材に対する AD 措置で実施したゼロイングの AD 協定違反を認定した上級委員会報告(以下「米国軟材 V 事件上級委員会報告」)²が採択された。

本件は、米国軟材 V 事件を含め、上記の立場に基づいて米国がゼロイング手法を維持・適用していることに対して提起された一連の申立の一つである。申立国である EC の他、多数の国・地域が第三国参加し、米国の立場の違法性を訴えた。本件とは別に、日本が申立国となって米国のゼロイング手法の AD 協定違反を訴えた事案³もパネル手続に係属中である。⁴

本件で EC は、鉄鋼製品(熱延炭素鋼板、ステンレス鋼棒、ベアリングなど)を初めとする EC 産品に対して米国商務省(以下「DOC」)が 2001 年 10 月から 2003 年 2 月にかけて実施した当初調査(original investigation)⁵および各種見直し計 21 件におけるゼロイング(as applied)の AD 協定違反とともに、米国のゼロイング手法および同手法の根拠法(laws and regulations)それ自体(as such)の AD 協定違反を申し立てて 2003 年 6 月 12 日に協議を要請した。⁶EC は同年 9 月 8 日、1996 年 6 月から 1999 年 12 月にかけて DOC が実施した計 10 件の措置(AD 協定 9.3 条に基づく AD 税の確定)を

申立の対象措置に追加した。⁷

2003年7月17日と10月6日に協議が行われたが双方の満足できる解決に至らず、2004年2月5日、ECはDSBに対してパネルの設置を要請した。⁸同年3月19日、DSBはパネルの設置を決定した。同日のDSB会合で、ECと米国は標準的付託事項を用いることで合意した。すなわち、本件の付託事項は次の通りである。

「ECが(パネル設置要請文書で一評者注)引用した対象協定の関連規定に照らし、ECにより当該文書によって紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと。」⁹

2004年10月27日、ECと米国はパネルの構成について合意した(Mr. Crawford Falconer (Chair), Mr. Hans-Friedrich Beseler, Mr. William Davey)。ECに同調する立場から、以下の国・地域が第三国参加した。アルゼンチン、ブラジル、中国、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾。¹⁰

パネルは事案の複雑さを理由に当初の報告提出期限を2度にわたり延長し、2005年8月4日に中間報告を、同年9月28日に最終報告を提出した。パネル報告は、ECの請求の一部を認容し、請求の一部を斥け、その他の請求についてはあるいは付随的な(dependent)請求であることない訴訟経済を理由に判断を行わなかった。2006年1月17日にECが、¹¹1月30日には米国が上訴を申し立て、¹²同年4月18日、上級委員会報告が提出された。

2. 手続の時系列

2003年6月12日 EC、協議要請

7月17日 協議

9月8日 EC、対象措置を追加

10月6日 協議

2004年2月5日 EC、パネル設置要請

3月19日 パネル設置

10月27日 パネリスト決定(Crawford Falconer(Chair); Hans-Friedrich Beseler; William Davey)

2005年2月7日 パネル、Committee to Support US Trade Laws (CSUSTL)からの
アミカス文書受理¹³

3月16-17日 第1回会合

3月17日 第三国ヒヤリング

4月26-27日 第2回会合

8月4日 パネル、Interim Report を当事国に提出

9月28日 パネル、最終報告を当事国に提出
2006年1月17日 EC、DSBに上訴を表明
1月30日 米国、DSBに上訴を表明
3月1-2日 上級委員会口頭審理
4月18日 上級委員会報告
5月9日 DSB、本件パネル報告・上級委員会報告を採択

II. 報告要旨

A. 先決的抗弁

論点 A. 審査基準(standard of review)

米国の主張

—AD 協定 17.6 条(ii)は、協定の条項について複数の許容しうる解釈があると判断される場合、調査当局がそのいずれかの解釈を採用する裁量を認めている。AD 協定 2.4.2 条の「調査の段階(investigation phase)」が同 5 条の「調査」を指すこと、また同 2.4 条が相殺(offsetting)や価格比較の対称性(symmetry)に関する独立の義務を含んでいないことは、いずれも許容しうる解釈であり、これらの解釈に基づく本件措置は AD 協定に違反しない(4.3-4.4)。

EC の主張

—AD 協定 2.4.2 条の「調査」の意義に関するかかる狭義の解釈は条約解釈に関する慣習国際法の一般原則に照らして妥当でなく、許容しうる解釈ではない(4.6)。

パネルの判断

—DSU11 条と AD 協定 17.6 条が本件の審査基準である(7.4-7.5)。
—AD 協定の解釈にも条約解釈に関する慣習国際法の一般原則が適用される(DSU3.2 条)。ただし、AD 協定 17.6 条(ii)により、複数の許容しうる解釈が容認される場合には、そのいずれかに基づく措置は認容される(7.6-7.7)。

論点 B. 挙証責任(burden of proof)

米国の主張

—AD 協定違反を立証する責任は申立国が負う(4.1)。

EC の主張

—EC は米国の法令およびその適用が AD 協定に違反するとの *prima facie* 立証を行った。したがって、米国がこれに有効な反論をしない限り、EC の請求が認容される(4.2)。

パネルの判断

－他の加盟国の WTO 協定違反を主張する側(申立国)が違反を立証する責任を負うというのが WTO 紛争解決手続における挙証責任の一般原則であり、これは本件にも妥当する。他方で、一般に WTO 紛争解決手続では、申立国たると被申立国たるとを問わず、ある事実を主張する側が当該事実について立証する責任を負う。いずれにせよ、*prima facie* 立証が行われれば、他方当事国が有効な反論をしない限り、パネルは *prima facie* 立証を行った側に有利な認定を行う(7.8)。

論点 C. 検討の順序

パネルの判断

－EC は(1)AD 協定違反、(2)1994 年の GATT VI:1 条、VI:2 条違反、(3)WTO 設立協定 XVI:4 条¹⁴違反の請求を行った。(2)と(3)は(1)が認定される結果として成立する付随的な(dependent)請求である。よって独立の請求である(1)をまず検討する(7.12)。

－AD 協定 2.4 条と 2.4.2 条に関する検討の順序については、以下の理由から、2.4.2 条に関する EC の請求の検討を最初に行う。(1)2.4.2 条は調査の段階におけるダンピングマージンの算定のための価格比較を明示的に扱っている、(2)2.4 条は公正な価格比較を要求しているが、ダンピングマージンの算定については明示的に規定していない、(3)2.4.2 条に照らしてダンピングマージンの算定方法に関する請求の当否を検討したパネル報告・上級委員会報告が存在する一方、2.4 条に照らしてこの点を検討した報告は存在しない(7.13)。

B. 実体問題についての論点

論点 A. 当初調査におけるゼロイング(as applied)の適法性

EC の主張

－AD 協定 2.4.2 条にいうダンピングマージンは対象産品全体(as a whole)のそれを指し、当該産品の特定のモデルや型に限定されない。対象産品全体のダンピングマージンを算定するため、DOC は対象産品のモデルや型ごとに正常価額の加重平均とマイナスマージンを含めたすべての輸出価格の加重平均を比較し、その後それらを合算して比較する義務を負う。EC ベッドリネン事件と米国軟材 V 事件の上級委員会報告は、個別のモデルや型ごとに正常価額と輸出価格を比較する場合、2.4.2 条は当該モデル・型ごとの比較にのみ適用され、それらを合算しての比較には適用されないとの被申立国の主張を斥けた(7.14)。

米国の主張

－2.4.2 条にいうダンピングマージンは正常価額と輸出価格の個別の比較結果と個

別の比較結果の合算の双方を指す。EC ベッドリネン事件および米国軟材 V 事件の上級委員会報告の判断は以下の理由で誤りである。(1)DOC は比較可能なすべての輸出価格を勘案している、(2)2.4.2 条は調査段階における加重平均と個別の輸出価格との比較を制限しているが、負のダンピングマージンの相殺については規定していない、(3)2.4.2 条の交渉の経緯によれば、ゼロイングの問題は提起されたものの最終的には規定には盛り込まれなかった、(4)1994 年の GATTVI 条と AD 協定でダンピングマージンは正常価額と輸出価格の差を指している。2.4.2 条はこれにいかなる修正も加えておらず、負のダンピングマージンにも言及していない、(5)2.4.2 条はダンピングマージンの合算にもダンピングマージンの算定方法にも言及していないから、負のダンピングマージンの相殺義務をそこから引き出すことはできない(7.15)。

パネルの判断

一本件当初調査において DOC は、まず対象製品の個々のモデルの正常価額の加重平均と負のダンピングマージンを含めたすべての輸出価格の加重平均を比較した。次いで DOC はモデルごとの価格比較を合算して輸出者・生産者ごとに全体のダンピングマージンを算定した(“model zeroing”)。その際、DOC は輸出価格の加重平均が正常価額の加重平均を上回っている(負のダンピングマージンが存在する)モデルを合算しなかった(7.24)。

—EC は個々のモデルごとに輸出価格と正常価額を比較すること(複数平均法 multiple averaging)それ自体を問題にしているわけではない。EC が問題にしているのはこうして個々のモデルごとに行われた価格比較を合算するやり方(ゼロイング)であり、これが 2.4.2 上に違反すると主張する(7.25)。問題は 2.4.2 条の「調査の段階において、加重平均によって定められた正常価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として・・ダンピングマージンの存在を認定する」という文言が、複数平均法の場合に、負のダンピングマージンが存在する場合を含めてすべての価格比較の結果を合算することを義務付けるかどうかである(7.26)。

—EC ベッドリネン事件および米国軟材 V 事件の上級委員会報告は、当初調査でモデルごとに行った正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均の価格比較を合算する場合、正常価額の加重平均を上回る輸出価格の加重平均を合算しないこと(ゼロイング)は 2.4.2 条に違反すると認定している(7.27)。

—本件当初調査で DOC が採用した手法は EC ベッドリネン事件および米国軟材 V 事件で検討されたゼロイングと同一であった(7.28)。

—過去の上級委員会報告は厳密にはパネルを拘束するものではないが、上級委員会が明確に扱った問題を扱う後のパネルは当該上級委員会の判断に従うだろうという期待が存在する。このテーゼは、DSU3.2 条が紛争解決手続を「多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的な要素」と位置づけていることから支持され

る(7.29)。

－以上より、本件当初調査における DOC の措置(ゼロイング as applied)は AD 協定 2.4.2 条に違反する(7.32)。

－以上の認定により、同措置が AD 協定 2.4 条に違反するとの EC の主張についての検討は不要である(7.33)。また、米国のとるべき是正措置についての指針を与えるものではないので、同措置が他の AD 協定の規定、1994 年の GATT VI:1 条、VI:2 条および WTO 設立協定 XVI:4 条に違反するとの EC の主張についての検討も行わない。(米国はこの点につき上訴せず。以下、いずれの当事国も上訴しなかったパネルの認定は破線下線で、米国が上訴したパネルの認定は一重下線で、EC が上訴したパネルの認定は二重下線で示す。)

論点 B. 初回措置に関する関税法の関連規定および標準的ゼロイング手続(standard zeroing procedures)それ自体(as such)の適法性

B.-1 関税法の関連規定の適法性

EC の主張

－関税法 771 条(35)(A)、(B)、731 条、777 条 A(d)¹⁵はゼロイングを容認しており、それ自体として AD 協定 2.4 条、2.4.2 条に違反する(7.41-7.44)。

米国の主張

－EC が援用した条項は DOC がダンピングされていない取引を相殺することを禁止していない。連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は過去 2 回、関税法はゼロイングを義務付けていないと判示している¹⁶(7.47)。

－ある措置がそれ自体 WTO 協定違反となるのはそれが WTO 協定違反の措置を強制するか WTO 協定適合的な措置をとることを阻んでいる場合である (mandatory/discretionary distinction)。EC が援用した条項はこれらのいずれにも該当しない(7.48)。

パネルの判断

－ガット・WTO の紛争解決の慣行上、法令それ自体を「措置」としてその協定適合性を争うことは認められてきた(7.50)。この点について当事者の間に争いはない。他方、法令それ自体が WTO 協定違反とされるための基準については当事者の間に争いがある(7.54)。

－米国表面処理鋼板サンセット見直し事件上級委員会報告¹⁷によれば、義務的法令と裁量的法令の区別の重要性は事案によって異なり、この基準の適用には慎重さが求められる。¹⁸本件でも、事案に即して具体的にこの基準を適用する(7.55)。

－本件では、製品のダンピングマージンが正常価額の加重平均と輸出価格の加重平

均との比較に基づいて算定される場合のゼロイングについて関税法の関連規定がそれ自体として WTO 協定に違反するかどうかが問題となる。関連規定はこの点に関して明示に規定していない。この点に関する EC の主張は支持できない(7.57-7.62)。
—DOC は関連規定を負のダンピングマージンを合算することを阻む(*preclude*)ものと解釈してきたが、米国の援用した CAFC の 2 つの判決は関連規定がゼロイングを義務付けているとの解釈を斥ける一方、関連規定はゼロイングについて明示に規定しておらず、DOC にダンピングマージンの算定方法について選択肢(*choice*)を認めており、DOC がゼロイングを容認していると解釈したことは許容し得ると認めた。以上から、本件パネルによる関連規定の解釈および CAFC の判示に照らして、関連規定はゼロイングについて明示的に規定していない(7.65)。したがって、義務的法令と裁量的法令の基準を吟味を行うまでもなく、関連規定はそれ自体として対象協定違反とはいえない(7.69)。

B-2 標準的ゼロイング手続の適法性

<パネル>

EC の主張

—標準的ゼロイング手続とは AD マージンを計算する DOC のコンピュータプログラムに組み込まれた、正のマージンを伴う取引と負のマージンを伴う取引を区分し、前者のみを合算するプログラムを指す(7.70)。¹⁹標準的ゼロイング手続という措置ないしはゼロイングの慣行(*practice*)あるいは手法(*methodology*)、および当該手続に言及している AD 手続マニュアル(*Anti-Dumping Procedures Manual*)の該当箇所はそれ自体として(*as such*)AD 協定の関連規定に違反する(7.73)。

—標準的ゼロイング手続は AD 協定 18.4 条にいう行政手続に当たる(7.74)。

米国の主張

—AD 手続マニュアルは DOC 職員向けの指針ないし研修資料であり、ゼロイングを義務付けるものではない。AD マージンプログラム(EC のいう標準ゼロイング手続—評者注)はコンピュータプログラムの一部であって措置ではない。仮に措置だとしても、DOC の政策決定者に対して負のダンピングマージンの相殺を阻んだりゼロイングを義務付けるものではない(7.80)。

—慣行は措置ではない。仮にゼロイングの慣行が措置だとしても、行政慣行に先例拘束性(*stare decisis*)はないから、それは義務的措置ではない(7.81)。

—標準的ゼロイング手続が AD 協定 18.4 条にいう行政手続に当たるとする EC(および第三国参加した日本²⁰)の主張は、行政手続という文言の通常の意味に反する。AD 協定 18.4 条に基づいて、AD 委員会にダンピングマージン算定のためのコンピュータプログラムを「行政上の手続」として通報した国は存在しない(7.82)。

パネルの判断

－米国表面処理鋼板サンセット見直し事件上級委員会報告によれば、AD 協定にいう「措置」は広義に解される。AD 協定 18.4 条の「法令及び行政上の手続」は「AD 手続に関連して加盟国が採用する一般的に適用されるルール・規範・基準の総体」を指す。²¹いずれもそれ自体として(as such)協定適合性が問題となりうる。措置の類型は限定されない(7.93)。同報告および米国アルゼンチン産 OCTG サンセット見直し事件上級委員会報告²²は、DOC のサンセット見直し運用指針(Sunset Policy Bulletin, SPB)を措置と認定した。²³法形式・拘束力の有無を問わず、一般的かつ将来にわたる適用が見込まれるルール・規範を定めるものはそれ自体として協定適合性が問題となりうる措置に当たる²⁴(7.94-7.96)。

－標準ゼロイング手続はコンピュータプログラムの一部であり、それ自体として(per se)一般的かつ将来にわたる適用が見込まれるルール・規範を定めるもの(すなわち措置)ではなく、そうしたルール・規範の単なる反映(reflection)に過ぎない(7.97)。

－EC は標準的ゼロイング手続をゼロイングの手法とも説明した(7.98)。DOC は標準ゼロイング手続で表明されたゼロイングの手法を確立した明確な規範として実行しており、標準ゼロイング手続に照らせば、当該規範の詳細な内容と将来にわたるその効果を知ることが可能である(7.104)。したがって、当初調査に関する米国のゼロイング手法はそれ自体として AD 協定 2.4.2 条に違反する措置に当たる(7.106)。

－EC は AD 手続マニュアルを標準的ゼロイング手続の基準としての性格を確認するための証拠として援用したに過ぎないので、AD 手続マニュアルそれ自体の AD 協定適合性については判断しない(7.107)。AD 協定 2.4.2 条違反を認定したので、2.4 条違反について判断する必要はない。WTO 協定の他の関連規定適合性について判断する必要もない(7.108-109)。

<上級委員会>

米国の主張

－ゼロイング手法がそれ自体として WTO 協定適合性が問題となる措置に当たるとしたパネル報告の判断は、DSU の文言、as such 請求の対象となる措置の類型に関する上級委員会の過去の判断に照らして支持されない。特に、ゼロイング手法を規範であるとしたパネル報告の判断は誤りである。パネルがこの結論を導く根拠としたもの(標準的ゼロイング手続－評者注)は過去において当局者がゼロイングを適切な方策として採用したという歴史的証拠に過ぎない(185)。

EC の主張

－米国表面処理鋼板サンセット見直し事件上級委員会報告は、as such 請求の対象と

なる措置の類型は限定されないと述べている。パネルが根拠とした標準的ゼロイング手続その他は単なる歴史的証拠ではないし、他にも米国の一貫した手法ないし慣行を示す多数の証拠・証言が提出されている(186)。

上級委員会の判断

－米国表面処理鋼板サンセット見直し事件上級委員会報告(および米国アルゼンチン産 OCTG サンセット見直し事件上級委員会報告)によれば、原則として、加盟国のいかなる作為・不作為も DSU3.3 条にいう措置に含まれる。また、一般的かつ将来にわたる適用が見込まれるルール・規範を定める行為も措置に含まれる(188-189)。
－法令その他文書の形で表されていないルール・規範それ自体の協定適合性を争う場合は、申立国は、(1)当該ルール・規範が被申立国に帰属すること、(2)その正確な内容、(3)一般的かつ将来にわたる適用が見込まれることを十分な証拠に基づいて立証しなければならない(198)。パネルに提出された証拠は、以上の3点の立証に十分である(204)。よって、加重平均同士の価格比較が用いられる当初調査に関するゼロイングの手法はそれ自体として協定適合性が問題となりうる措置に当たる(205)。(以下、上級委員会報告がパネル報告の判断を支持した場合は太線下線で、取り消した場合は波線下線で、レビューしなかった場合は一点破線の下線で示す。)

米国の主張

－仮に(*arguendo*)ゼロイング手法が措置に当たるとしても、パネルは問題の客観的な評価を義務付けた DSU11 条に違反した(207)。措置それ自体を対象協定違反と認定するためには、当該措置が違反する実施を義務付けているか違反しない実施を阻んでいるとの立証(208)に加えて、単なる統計的な事実ではなく当該措置が違反をもたらしているとの因果関係の立証が必要である。パネルはこれらを厳密に検討しておらず、DSU11 条に違反した(209)。

EC の主張

－本件ゼロイング手法は自動的かつ直接にゼロイングを導いており、それ自体として AD 協定 2.4.2 条に違反する措置であることは立証されている(210)。

上級委員会の判断

－本件パネルは提出されたすべての証拠を吟味し、それに基づいて結論を下した。DSU11 条違反は認められない(213-214)。

米国の主張

－EC は本件ゼロイング手法が措置に当たることの *prima facie* 立証を行っていない。

パネルはこの点に関する立証責任の配分を誤った(215)。

EC の主張

－EC は本件ゼロイング手法が措置に当たることを十分に明確かつ正確に立証した。パネルは米国の過去の振る舞いのみに依拠して EC の上記主張を認容したわけではない(216)。

上級委員会の判断

－EC が *prima facie* 立証を行ったかどうかを判断するために、EC がパネル手続に提出した証拠およびパネル手続で展開した議論を吟味する必要がある。EC は本件ゼロイングが措置に当たるとの主張について十分な証拠を提出し、パネルはこれらの証拠および米国の提出した証拠を十分に吟味して結論を下した。パネルが立証責任の配分を誤ったとは認められない(218-221)。

－以上に照らして、当初調査における加重平均同士の価格比較におけるゼロイング手法はそれ自体として AD 協定 2.4.2 条に違反するとのパネルの結論を支持する(222)。

EC の主張

－訴訟経済を理由に AD 手続マニュアルそれ自体の AD 協定、1994 年の GATT、WTO 設立協定の関連規定適合性について判断しなかったパネルの認定は誤りである(223)。

上級委員会の判断

－EC は AD 手続マニュアルを標準的ゼロイング手続の基準としての性格を確認するための証拠として援用したに過ぎないとのパネルの判断を支持する。しかも、EC は AD 手続マニュアルが関連規定に違反することの十分な証拠を提出していないし、本件紛争の解決のためにこの点を判断する必要があることの理由を示していない。この点に関するパネルの結論を支持する(225)。

EC の主張

－パネルが本件ゼロイング手法それ自体の AD 協定 2.4.2 条以外の対象協定の関連規定適合性を判断しなかったことは誤りである(226)。

上級委員会の判断

－本件上級委員会は AD 協定 9.3 条および 1994 年の GATT VI:2 条に関するパネルの判断を取り消し(後述 C.-1 を参照)、AD 協定 2.4 条第 1 文に関するパネルの判断につ

いてムートネスを宣言し、EC の 2.4.2 条に関する上訴段階での予備的請求は取り上げないことを述べた。以上に照らして、AD 協定 2.4.2 条以外の対象協定の関連規定適合性に関するパネルの判断についてもムートネスを宣言する(227)。

—AD 税の確定措置それ自体の関連規定適合性については十分な証拠が提出されていないので、本件上級委員会が自判することはできない(228)。

EC の主張

—標準ゼロイング手続はそれ自体として対象協定の関連規定適合性が問題となる措置に当たらないとしたパネルの判断は誤りであり、この点について上級委員会が検討して結論を下すことを求める。ただし、これは本件上級委員会がゼロイング手法がそれ自体として AD 協定 2.4.2 条に違反するとのパネルの判断を取り消した場合の予備的請求である(230)。

—同じく予備的請求として、標準ゼロイング手続が新規輸出者見直し、事情変更見直し、サンセット見直しで採用された場合に対象協定の関連規定に違反するとはいえないとしたパネルの判断も誤りである(230)。

上級委員会の判断

—一般的で将来にわたり適用される規範を設定しているのは標準ゼロイング手続それ自体ではないとのパネルの判断に同意する。よって、標準ゼロイング手続はそれ自体として対象協定の関連規定適合性が問題となる措置ではない(231)。したがって、標準ゼロイング手続それ自体が対象協定の関連規定に違反するとはいえないとしたパネルの判断についてはムートネスを宣言する(232)。

EC の主張

—ゼロイング手法および標準ゼロイング手続に関する EC の請求が認容されなかった場合の予備的請求として、司法経済を理由に米国のゼロイングが慣行(practice)それ自体として対象協定の関連規定に適合するかどうかを判断しなかったパネルの認定は誤りである(233)。

上級委員会の判断

—当初調査におけるゼロイング手法それ自体の対象協定適合性について EC の請求を認容したパネルの判断を支持した。また、行政見直しにおけるゼロイング手法それ自体が対象協定の関連規定に違反するとはいえないとするパネルの判断についてムートネスを宣言した。以上より、本件に関する EC の請求については判断しない(234)。

論点 C. AD 税の確定措置(as applied)の適法性

C.-1 AD 協定 2.4.2 条

<パネル>

EC の主張

—DOC は AD 税の確定において、(i)正常価額の加重平均と個別の輸出価格を比較する方法を採用し、しかも(ii)比較に当たって負のマーゲンを除外した(“simple zeroing”)。(i)は average-to-transaction 方式を採用する要件を満たしておらず、AD 協定 2.4.2 条第 2 文に違反する。(ii)に対しては加重平均同士の価格比較におけるゼロイングの違法性を認定した EC ベッドリネン事件上級委員会報告と米国軟材 V 事件上級委員会報告の法理が妥当し、輸出取引全体ではなく個別の取引ごとにゼロイングを行ったことで AD 協定 2.4.2 条に違反する(7.113)。

—AD 協定 2.4.2 条は AD 税の確定には適用されないとの米国の主張には根拠がない。同条は当初調査だけでなく、AD 税の確定(assessment, 9.3.1 条)、新規輸出者見直し(9.5 条)、事情変更見直し(11.2 条)、サンセット見直し(11.3 条)における調査も含む(7.114)。これは 2.4.2 条の解釈(7.115-7.120)、AD 協定の文脈(7.122)、AD 協定の起草過程および事後の慣行(7.123)などからも裏付けられる。

米国の主張

—AD 協定は当初調査と AD 税の確定、見直しを明確に区別しており、2.4.2 条は当初調査(5 条)のみに適用される(7.127)。「調査の段階におけるダンピングマーゲンの存在」という文言は、2.4.2 条が「ダンピングの存在、程度及び影響」を決定するための当初調査(5.1 条)のみに適用されることを示す。この点は EC ベッドリネン事件上級委員会報告、アルゼンチン鶏肉 AD 税事件上級委員会報告でも確認された(7.128)。2.4.2 条の適用をダンピングマーゲンの算定一般に拡大すれば、AD 協定が認めているダンピングマーゲンの様々な算定方式(例えば、AD 税の遡及確定(9.3.1 条)と予測確定(9.3.2 条)、予測される正常価額に基づくダンピング税の計算(9.4 条(ii)、事情変更見直し(11.2 条)など)が無効となる(7.130-7.131)。当初調査によるダンピング認定と AD 税の徴収・確定は段階が異なる(7.132)。

パネルの判断

—本件で申立対象となったのは AD 協定 9.3 条の行政見直し(AD 税の確定)である。DOC は加重平均正常価額と個別の輸出取引価格との非対称比較を行った際にゼロイングを行った。この措置に 2.4.2 条が適用されるかどうか争点である(7.143-7.145)。

—9.3 条は冒頭で 2 条に言及している。また、9.3 条には 2.4.2 条の適用を明示的に排除する文言はない。2 条自体が 9.3 条への適用を排除しているかどうかポイントで

ある(7.146)。

－2.4.2 条は「調査段階におけるダンピングマージンの存在」の決定に適用される。この文言が AD 協定全体の文脈においていかなる意味に解されるかを判断する。「調査」の辞書的な意義に着目する EC の見解には与しない(7.151)。

－調査段階(phase)という文言が用いられていること(7.153-7.155)、2.4.2 条と 5.1 条の文言(「ダンピングの存在・・・を決定するための調査」)の類似性(7.156-7.157)、「調査」という文言が AD 協定の随所(1 条、3.3 条、6 条、7 条、8.4 条、10.7 条、12 条)で当初調査の意義で用いられている一方(7.158-7.165)、AD 税賦課後の措置・段階を指す場合(9 条、11 条)にはこの文言は用いられていないこと(7.166)、当初調査に関する規定(6 条、12.1-12.2 条)を見直しの場合に準用する旨の規定が置かれていること(11.4 条、12.3 条、7.168)、18.3 条が調査と見直しを区別して規定していること(7.169)、以上から、2.4.2 条は当初調査のみに適用される(7.170)。

－当初調査とそれ以降の手続(確定・見直し)が区別されること(7.172-7.174)、両者の目的は異なること(7.175-7.180)、当初調査に適用される規定が当然に他の手続に適用されるとは限らないこと(7.181-7.186)は過去のパネル・上級委員会報告でも一貫して認められてきた。

－EC が 2.4.2 条の調査段階について提示した他のとりうる解釈(調査対象期間(period of investigation)(7.191-7.194); 当局が決定を下す期限(7.195); 調査開始前段階を除外する意義(7.196))はいずれも説得力を欠く。

－AD 税の確定と当初調査とは目的を異にする別個の手続である(7.198-7.202)。前者にも 2.4.2 条を適用すべしとの EC の主張は、協定解釈としても(7.204-7.206)論理的にも(7.207)支持できない。また、AD 税の確定に 2.4.2 条を適用しなければ遡及確定(9.3.1 条)と予測確定(9.3.2 条)の扱いに差異が生じるとの EC の主張には理由がない(7.208-7.211)。

－EC は AD 法令通報で 2.4.2 条の適用を当初調査に限定する例がないことをもって事後の慣行(ウィーン条約法条約 31 条 3 項(b))が成立したとするが、これも十分な根拠を欠く(7.214-7.218)。

－EC が解釈の補足的手段として提出したウルグアイラウンド交渉資料も説得的でない(7.219)。

－以上より、AD 協定 2.4.2 条の適用対象は当初調査に限られる。AD 税の確定にも適用されるとする EC の主張は支持できない(7.220)。

<上級委員会>

EC の主張

－AD 協定 9.3 条および 1994 年の GATT VI:2 条にいう「ダンピング」、「ダンピングマージン」は対象産品全体についてのみ決定できる。AD 税の確定手続にゼロイン

グを行った米国の措置は両規定に違反する(114-118)。

米国の主張

－1994 年の GATTVI 条にいう「ダンピングマージン」は単に正常価額と輸出価格との差を意味する。この条項も AD 協定 2.4.2 条も常に産品全体についてダンピングマージンを決定することを要求しているわけではない(119-122)。

上級委員会の判断

－EC ベッドリネン事件と米国軟材 V 事件で上級委員会は、AD 協定および 1994 年の GATTVI 条にいう「ダンピング」、「ダンピングマージン」は産品全体について決定されなければならないと述べた(126)。AD 協定 9.3 条は 2 条に言及している。よって、AD 協定 9.3 条および 1994 年の GATTVI:2 条にいうダンピングマージンは産品全体について決定されなければならない(127)。

－AD 協定 6.10 条はダンピングマージンは個々の輸出者または生産者ごとに決定されなければならないと規定する。同様に AD 協定 9.3 条および 1994 年の GATTVI:2 条でもダンピングマージンは個々の輸出者または生産者ごとに決定されなければならない。したがって、個々の輸出者または生産者について決定されたダンピングマージンが当該輸出者または生産者に賦課・徴収される AD 税の上限とされることになる(128-130)。ただし、両規定とも AD 税の確定の手法については規定していない(131)。

－米国が AD 税の確定に当たってゼロイングを行ったことは、個々の輸出者または生産者ごとに産品全体について決定されるダンピングマージンを上回る AD 税を賦課・徴収することになるので AD 協定 9.3 条および 1994 年の GATTVI:2 条に違反する(132-133)。この点に関するパネル報告の判断を取り消す(135)。

－EC は AD 協定 9.3 条または 2.4 条に関するパネル報告の判断を上級委員会が取り消さなかった場合の予備的請求として、2.4.2 条に関するパネル報告の判断について上訴を行った(161)。本件上級委員会は 9.3 条に関するパネル報告の判断を取り消したので、この点に関する判断は行わない(162)。

C.-2 AD 協定 2.4 条

<パネル>

EC の主張

－米国が AD 税の確定に当たってゼロイングを行ったことは輸出価格と正常価額の公正な比較を義務付けた AD 協定 2.4 条に違反する(7.225-7.227)。

－2.4 条に対応して、加重平均同士の価格比較および個々の取引における価格比較の場合(2.4.2 条第 1 文)にゼロイングを行うことは公正な比較ではないので禁止される。

他方、2.4.2 条第 2 文は正常価額の加重平均と個々の輸出取引の価格との比較(非対称比較)を認めており、この場合はゼロイングが許容される(7.228)。

米国の主張

—2.4 条は公正な価格比較を義務付け、そのための指針を提示する。2.4 条第 1 文は一般的義務を規定するが、第 2 文以下で価格比較に影響する様々な差異の調整(allowances)について規定していることと合わせて理解する必要がある。第 1 文の義務は 2.4 条の他の条項にもかかる独立の義務ではない(7.232)。

—対称比較の問題は 2.4.2 条でのみ扱われており、2.4 条から非対称比較の禁止は導かれない(7.233)。同様に、加重平均と個々の輸出取引の価格との比較(2.4.2 条第 2 文)を 2.4 条の公正な価格比較義務の例外とする EC の主張は、2.4 条と 2.4.2 条第 2 文の規律の重複を導くものであり、条約解釈は条約のすべての規定に意義と効果を持たせるようにするべきとの原則(実効的解釈の原則)に反する(7.237)。

パネルの判断

—2.4 条第 1 文の公正な比較義務は独立の義務である(7.253)。公正な比較義務は 2.4 条が規定する価格比較可能性(price comparability)の問題を超えて、2.4.2 条が規定するダンピングマージンの計算にも及ぶ(7.254-7.258)。

—ダンピングマージンの計算における公正な比較義務の実質的な含意を明らかにするためには、ダンピングマージンの決定に関わる AD 協定の実体規定や概念を考慮する必要がある。中でもダンピングマージンの決定方法を規定した 2.4.2 条と AD 税の確定について規定する 9 条は重要である(7.260-7.262)。これらの規定が非対称比較およびゼロイングを容認していることは、公正な比較義務が非対称比較およびゼロイングを全面的に禁止していないことを示唆する(7.263-7.264)。実効的解釈の原則からもこの結論が支持される(7.265-7.269)。

—上級委員会は過去に 2 度、ゼロイングが 2.4 条に照らして不公正と述べている²⁵が、これらはいずれも非対称比較におけるゼロイングが公正な比較義務に違反するかどうかについての判断根拠を提供しない(7.270-7.272)。また、2.4.2 条第 1 文の対象比較を扱った米国軟材 V 事件上級委員会報告は 2.4 条に言及していない(7.273)。

—以上より、2.4 条第 1 文の公正な比較義務は非対称比較およびゼロイングを全面的に禁止してはいない(7.275)。

—AD 税の確定措置におけるゼロイングは価格比較可能性に関連しない要素(負のダンピングマージン)を考慮した不適切な調整であり、2.4 条第 3 文～第 5 文に違反するとの EC の主張は支持できない。既に述べたとおり、加重平均と個々の輸出取引の価格との比較(2.4.2 条第 2 文)や AD 税の確定(9.3 条)ではゼロイングは許容されているからである(7.276-7.278)。また、2.4 条第 3 文～第 5 文が調整対象としているの

は輸出市場と輸出国国内市場との価格比較であって、2.4.2 条第 2 文が規定している輸出価格の相違とは無関係である(7.279)。

－以上より、米国は AD 税の確定においてゼロイングを行ったことで AD 協定 2.4 条に違反したとの EC の主張を斥ける(7.284)。²⁶

－EC は AD 税の確定におけるゼロイング(as applied)が AD 協定のその他の規定、1994 年の GATT VI:1 条、VI:2 条、WTO 設立協定 XVI:4 条に違反すると主張しているが、これらはいずれも当該ゼロイングが AD 協定 2.4.2 条、2.4 条に違反することを前提として成立する従属的な請求であるから、すべて斥ける(7.286-7.288)。

<上級委員会>

EC の主張

－2.4.2 条第 2 文の場合を除き、すべての輸出取引を勘案しない価格比較は、産品全体についてのダンピングマージンを導かないので 2.4 条第 1 文の公正な比較義務に違反する(142)。

－DOC が AD 税の確定で行ったゼロイングはダンピングマージンを引き上げ、本質的に不正(inherently biased)である(143)。

－AD 税の確定措置におけるゼロイングは価格比較可能性に関連しない要素(負のダンピングマージン)を考慮した不適切な調整であり、2.4 条第 3 文～第 5 文に違反する(148)。2.4 条第 3 文～第 5 文は価格比較における調整を義務付けるだけでなく、差異がない場合に調整を行わないこと、すなわちゼロイングの禁止も義務付けている(151)。2.4.2 条冒頭の「2.4 条の規定に従うことを条件として」との文言は、2.4.2 条と 2.4 条第 3 文～第 5 文が抵触した場合には後者が優越することを意味する(152)。

米国の主張

－ゼロイングによってダンピングマージンが引き上げられるということから直ちに 2.4 条第 1 文の公正な比較義務に違反することにはならない。2.4 条第 1 文は AD 協定の他の義務と整合的に解釈されなければならない。産品全体についてダンピングマージンを算定することが義務付けられるのは加重平均同士の比較の場合(2.4.2 条第 1 文)に限られる。2.4.2 条第 2 文は 2.4.2 条第 1 文の例外であって、EC が主張する 2.4 条の例外ではない(144-145)。

－2.4 条第 3 文～第 5 文は価格比較前の価格調整に関する規定として限定的に位置づけるべきである(153)。ゼロイングと価格調整は異なる概念である(154)。

上級委員会の判断

－AD 税の確定におけるゼロイングが AD 協定 9.3 条と 1994 年の GATT VI:2 条に違反することを認定したので、2.4.2 条、2.4 条適合性の認定は不要である。よって、

この点に関するパネルの判断のレビューは行わない(147)。

—AD 税の確定措置におけるゼロイングは価格比較可能性に関連しない要素(負のダンピングマージン)を考慮した不適切な調整であり、2.4 条第 3 文～第 5 文に違反するとの EC の主張の主眼は第 3 文にあるので、この点を検討する(155)。

—第 3 文は、価格比較可能性に関連しない要素を考慮することを禁じているが、一切の調整を禁じているわけではない。第 3 文は比較される取引の性格に関わる要素の調整を規定しており、比較される取引の価格の相違の調整(ゼロイング)については規定していない。両者は別の概念であり、この点に関する EC の主張を斥けたパネルの判断を支持する(156-158)。

論点 D. AD 税の確定に関する標準的ゼロイング手続および関税法の関連規定(as such)の適法性

パネルの判断

—EC はこれらがそれ自体として AD 協定、1994 年の GATT および WTO 設立協定の関連規定に違反すると主張するが、これらはいずれも 2.4.2 条、2.4 条違反を前提として成立する従属的な請求であるから斥ける。また、関税法の関連規定がそれ自体として対象協定違反とはいえないことは既に(7.69)認定したとおりである(7.289-7.291)。

上級委員会の判断

—EC は AD 税の溯及的確定(9.3.1 条)に当たって AD 協定 11.1 条、11.2 条の義務の充足が求められる、よって AD 税の溯及的確定は 2.4.2 条、2.4 条違反を前提として成立する従属的な請求ではないと主張する(166)が、AD 税の溯及的確定と AD 協定 11.1 条、11.2 条のつながりを立証していないので斥ける。この点に関するパネルの判断を支持する(168-169)。

論点 E. その他の見直しに関する標準的ゼロイング手続および関税法の関連規定(as such)の適法性

パネルの判断

—EC はこれらがそれ自体として AD 協定、1994 年の GATT および WTO 設立協定の関連規定に違反すると主張するが、上記論点 D と同一の理由で斥ける(7.292-7.294)。

EC の主張

—上級委員会がゼロイング手法がそれ自体として AD 協定 2.4.2 条に違反するとのパネルの判断を取り消した場合の予備的請求として、標準ゼロイング手続が新規輸出者見直し、事情変更見直し、サンセット見直しで採用された場合に対象協定の関連

規定に違反するとはいえないとしたパネルの判断も誤りである(230)。

上級委員会の判断

一般的で将来にわたり適用される規範を設定しているのは標準ゼロイング手続それ自体ではないとのパネルの判断に同意する。よって、標準ゼロイング手続はそれ自体として対象協定の関連規定適合性が問題となる措置ではない(231)。したがって、標準ゼロイング手続それ自体が対象協定の関連規定に違反するとはいえないとしたパネルの判断についてはムートネスを宣言する(232)。

論点 F. その他の論点(DOC 規則 351.414(c)(2)、訴訟経済、DSU11 条)(上級委員会報告 paras.235-262)―(略)

III. 解説

(1) ゼロイングの対象協定適合性に関する紛争解決事例の整理

I. 1 で述べたとおり、ゼロイングに関しては、これまでに EC ベッドリネン事件上級委員会報告、米国軟材 V 事件上級委員会報告が採択されており、かつ、日本を申立国とする事案がパネル手続に係属中である。本件上級委員会報告は、基本的に過去の 2 つの上級委員会報告の法理をほぼ踏襲した本件パネル報告の認定の一部を取り消し、ゼロイングの適用(as applied)に関して新たな判断を示した。以下、これまでにゼロイングに関して出されたこれらの報告の内容を論点別に整理してみる。

(別紙参照)

(2) ドーハ開発アジェンダルール交渉におけるゼロイング

日本は 2004 年 5 月、WTO ドーハ開発アジェンダのルール交渉において、AD フレンズ 13 ヶ国とともにゼロイングに関する AD 協定改正提案を行った。²⁷提案の概要は以下の通りである。

・AD 協定 2.4.2 上に規定された 3 つの比較方法(正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均の比較、個々の取引における正常価額と輸出価額の比較、正常価額の加重平均と個々の輸出取引価格の比較)のすべてについてゼロイングを禁止する。

・当初調査だけでなく、AD 税額の確定(9.3.1 条)やサンセット見直し(11.3 条)を含むすべての手続においてゼロイングを禁止する。²⁸

・調査対象期間をいくつかの期間(四半期、月別など)に分けて、一旦期間ごとのダンピング・マージンを算出し、その後合算して最終的なダンピング・マージンを計算する場合にもゼロイングを禁止する。

さらに、2005 年 5 月には、行政見直しなどに AD 協定 2 条の規定が適用されるこ

とを明記し、見直し時におけるゼロイングを禁止する旨の提案を、AD フレンズ共同で行った。²⁹

IV. その後の経過

2006 年 5 月 9 日の DSB 会合は本件上級委員会報告およびそれによって修正された本件パネル報告を採択した。³⁰同日、米国は同報告の内容の一部を批判する文書を提出した。³¹米国の批判のポイントは以下の通り。

(1) ゼロイング措置(as applied)に関する本件上級委員会報告の判断について

AD 協定 2.1 条と 1994 年の GATT VI:1 条、VI:2 条を合わせ読めば、ダンピングマージンは常に産品全体について(for the product as a whole)算定されなければならないとするが、それは、以下の不合理な結果を招く。

(a) AD 協定 2.4.2 条第 2 文に規定する加重平均正常価額と個別の輸出価格との比較(the average-to-transaction comparison method)におけるゼロイングも違法とされる。

(b) AD 協定 9.4 条(ii)に規定する正常価額の予測制度(pro prospective normal value system)を実施することができなくなる。

米国は上級委員会での審理でこれらについて議論したが、上級委員会報告が(i)を無視し、(ii)についてはきわめて粗略に扱うにとどめたのは遺憾である。³²

(2) ゼロイングそれ自体(as such)に関する本件上級委員会報告の判断について

(a) 上級委員会は、EC の as such 請求に関して、パネル報告の分析の当否を分析する代わりに、自らが証拠を吟味して新たな(de novo)判断を行った

(b) 上級委員会は命令的法令と裁量的法令の区別(mandatory/discretionary distinction)に関して米国が提起した重要な法的議論を顧慮しなかった。³³

(3) 結論として、本件上級委員会報告の上記の箇所は AD 協定の規定から逸脱する司法立法であり、DSU 3.2 条、19.2 条に違反する。それは WTO 紛争解決手続の効率性と信頼性を損なうものである。

同年 5 月 30 日の DSB 会合で、米国は本件に関する DSB 勧告を履行すること、ただし履行には合理的な期間を必要とすることを表明した。³⁴

他方で米国は、6 月 12 日に上級委員会報告に対する追加批判文書を提出した。³⁵そのポイントは以下の通りである。

(1) 価格比較を合算してダンピングマージンを算出する際は常にゼロイングが禁止されるとする本件上級委員会報告の判断は誤りである

(a) 上級委員会は、ダンピングマージンは常に産品全体(product as a whole)について算定されなければならないとの判断を導くに当たって、米国によるカナダ産軟材に対する

AD 措置事件の上級委員会報告に依拠したが、同報告は AD 協定 2.4.2 条第一文、さらに特定すれば正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均との価格比較(average-to-average comparison)における個別のモデルごとの価格比較の多重平均によるダンピングマージンの算定の場合のみを扱った。これに対して、本件上級委員会報告は「産品全体」という文言をこの文脈から切り離し、正常価額と輸出価格の比較が複数回行われるすべての場合(多重比較 multiple comparison)にゼロイングが禁止されると判断したが、これは上記上級委員会報告の誤った解釈である。³⁶

(b) 「産品全体」と「ダンピングマージン」の正しい解釈

米国軟材 V 事件の履行パネル報告³⁷は、AD 協定 2.4.2 条の「産品全体」をそれ以外の文脈にも広げようとするカナダの主張を斥けた。同パネル報告によれば、AD 協定および 1994 年の GATT の関連規定で「産品(product(s))」という文言が用いられている場合にそれが常に「産品全体」を意味するとは解されない。米国はこの見解を指示する。AD 協定および 1994 年の GATT の関連規定のいずれも「産品全体」という文言は用いていない。文脈に照らしてもこの解釈は支持されない(例：1994 年の GATTVII:3 条の「産品」は明確に個別の輸入産品を指している)。³⁸

米国軟材 V 事件の履行パネル報告によれば、1994 年の GATTVI 条にいうダンピングとは価格差別(産品の輸出価格が正常価額を下回る場合)を指す。個別の取引ごとのダンピングマージンを判断する場合(AD 協定 2.4.2 条第一文後段)に、産品全体のダンピングマージンを算定することは要求されていない。³⁹米国はこの解釈を支持する。本件上級委員会報告の解釈は支持できない。⁴⁰

(2) 個別取引ごと(transaction-specific)のダンピングマージンは算定できないとする本件上級委員会報告の結論は誤りである

(a) AD 協定 6.10 条は個別の輸出者・生産者ごとにダンピングマージンを算定することを規定するのみで、個別取引ごとのダンピングマージンの算定を禁止していない。⁴¹

(b) AD 協定 9.4 条(ii)に規定する正常価額の予測制度と米国が実施している過去の輸出取引の評価制度(retrospective assessment system)の間には実質的な違いはなく、ともに個別取引ごとのダンピングマージンの算定を許容する。⁴²

(c) 上記結論は AD 協定 2.4.2 条が規定する他の 2 通りの価格比較方式(transaction-to-transaction comparison, targeted dumping)を適用不能としてしまう。同じく、同条の「比較可能なすべての輸出取引」という文言も無意味となる。⁴³

(3) 1994 年の GATTVI 条と AD 協定 2.1 条がゼロイングを禁止しているとの本件上級委員会報告の解釈は誤りである

これらの文言はガットと東京ラウンド AD 協定から変わっていない。ガットの時代の二つのパネル報告⁴⁴が、これらに基づくゼロイング禁止の主張を斥けていることを想起すべきである。ウルグアイラウンドでゼロイングの可否について交渉者が議論したのは事実であるが、これらの文言は変更されなかった。これらの文言に新たな意味が付与され

たかどうかは別として、AD 協定 17.6 条(ii)に照らして許容し得る複数の解釈が容認されるケースであり、上級委員会は米国の解釈を容認しなければならない。⁴⁵

以上の文書で述べられた米国の見解を見る限り、米国が本件に関する DSB 勧告を完全に履行するとは考えにくい。米国は同様の見解を現在係属中の日本申立てに係るゼロイング事件に関するパネル審理でも主張しており、⁴⁶「同事件のパネル報告および上級委員会報告(上訴は確実に行われるだろうから—評者注)が米国の主張に対して下す判断を見きわめた上で、本件 DSB 勧告の履行措置としてとるべき措置の内容と履行のために必要な期間を決定するという方針をとっていると推測する。

V. 参考文献

阿部克則 (2006)「米国のアルゼンチン産 OCTG サンセット見直し」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書—ガット・WTO の紛争処理に関する調査 報告書 XVI—』独立行政法人経済産業研究所、163-182 頁。

梅島 修 (2005)「米国のカナダからの軟材に対するダンピング最終決定」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 報告書 XV—WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究—』公正貿易センター、65-98 頁。

経済産業省通商政策局編 (2006)『不公正貿易報告書 2006 年版』経済産業調査会、19-21 頁

田村次朗 (2002)「EC のインド製ベッドリネン輸入に対するアンチダンピング措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XII』公正貿易センター、85-98 頁。

福永有夏 (2001)「EC のインドからの綿製ベッドリネンに対するアンチダンピング措置」『貿易と関税』2001 年 9 月号 48-52 頁。

Bhala, Raj and Gantz, David A. (2005), "WTO Case Review 2004," 22 *Arizona Journal of International and Comparative Law* 99.

Durling, James P. and Nicely, Matthew R. (2002), *Understanding the WTO Anti-Dumping Agreement: Negotiating History and Subsequent Interpretation*, Cameron May.

Gathii, James T. (2005), "Foreign Precedents in the Federal Judiciary: The Case of the World Trade Organization's DSB Decisions," 34 *Georgia Journal of International and Comparative law* 1.

Manikow, N. Gregory and Swagel, Phillip L. (2005), "Antidumping: The Third Rail of Trade Policy," *Foreign Affairs*, December 2005. Available online through [http://www.foreignaffairs.org] (Accessed 22 June 2006.)

Tarullo, Daniel K. (2002), "The Hidden Costs of International Dispute Settlement: WTO Review of Domestic Anti-Dumping Decisions," 34 *Law and Policy in International Business*

——— (2003), “Paved with Good Intentions: The Dynamic Effects of WTO Review of Anti-Dumping Action,” 2 *World Trade Review* 373.

Vermulst, Edwin (2005), *The WTO Anti-Dumping Agreement: A Commentary*, Oxford U. Pr., pp.51-62.

¹ *European Communities – Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-Type Bed Linen from India*, Report of the Appellate Body, adopted 12 March 2001, WT/DS141/AB/R.

² *United States – Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada*, Report of the Appellate Body, adopted 31 August 2004, WT/DS264/AB/R.

³ *United States – Measures Related to Zeroing and Sunset Reviews*, WT/DS322.

⁴ そのほか、以下の協議要請が行われている。

United States – Provisional Anti-Dumping Measures on Shrimp from Thailand, Request for Consultations by Thailand, WT/DS324/1, 9 December 2004.

United States – Anti-Dumping Determinations regarding Stainless Steel from Mexico, Request for Consultations by Mexico, WT/DS325/1, 5 January 2005.

United States – Anti-Dumping Measure on Shrimp from Ecuador, Request for Consultations by Ecuador, WT/DS335/1, 17 November 2005.

United States – Anti-Dumping Measures on Shrimp from Thailand, Request for Consultations by Thailand, WT/DS343/1, 24 April 2006.

United States – Final Anti-dumping Measures on Stainless Steel from Mexico, Request for Consultations by Mexico, WT/DS344/1, 26 May 2006.

⁵ 当初調査(original investigations)という表現は、AD 協定 5 条(調査の開始及び実施)にいう調査を指し、他の調査、例えば AD 税の採取的確定のための調査(AD 協定 9.3 条)や各種見直しのための調査(AD 協定 11 条)のための調査と区別するために EC が用いたものであり、AD 協定ではこの表現は用いられていない。参照、本件パネル報告 p.74, n.118.

⁶ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Request for Consultation by the European Communities, WT/DS294/1, 19 June 2003.

⁷ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Request for Consultation by the European Communities, Addendum, WT/DS294/1/Add.1, 15 September 2003.

⁸ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Request for the Establishment of a Panel by the European Communities, WT/DS294/7, 6 February 2004.

⁹ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Constitution of the Panel Established at the Request of the European Communities, Note by the Secretariat, WT/DS294/8, 2 November 2004.

¹⁰ *Id.*

¹¹ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Notification of an Appeal by the European Communities under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU) and under Rule 20(1) of the *Working Procedures for Appellate Review*, WT/DS294/12, 17 January 2006.

¹² *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins (“Zeroing”)*, Notification of an Other Appeal by the United States under Article 16.4 and Article 17 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU) and under Rule 23(1) of the *Working Procedures for Appellate Review*, WT/DS294/13, 1 February 2006.

13 ただし、パネルは、当事国および第三国の意見を徴した後に、このアミカス文書そのものに盛り込まれた主張を検討することはせず、それらが当事国の意見書に反映された限りで検討すると決定した(1.7)。これは EC アスベスト事件、米国軟材 IV 事件、米国軟材 VI 事件のパネルがとった方針を踏襲するものである。参照、本件パネル報告 2 頁注 5。

14 WTO 設立協定 XVI:4 条「加盟国は、自国の法令及び行政上の措置を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する。」

15 関連条文は以下の通り。

関税法 771 条(35) (ダンピングマージン：加重平均のダンピングマージン)

(A) ダンピングマージン。「ダンピングマージン」という言葉は対象産品の正常価額が輸出価格あるいは構成輸出価格を上回る額を意味する。

(B) 加重平均のダンピングマージン。「加重平均のダンピングマージン」という言葉は特定の輸出者または生産者に関して決定されたダンピングマージンの合計を当該輸出者又は生産者の輸出額または構成輸出額の合計で除した率を意味する。

関税法 731 条

AD 税は以下の場合に賦課される。

(1) あるクラス・種類の外国商品がその公正価額より安値で米国で販売されている、あるいはその見込みがあると当局が判断し、かつ

(2) 国際貿易委員会が、

(A) 米国産業が

(i) 実質的に損害を被り、あるいは

(ii) 実質的な損害を被るおそれがあるか、あるいは

(B) 米国における産業の確立が、当該商品の輸入のため、あるいは当該商品の輸入のための販売(あるいは販売の可能性)のために実質的に遅延していると決定する場合、当該商品に対して、他の課徴金に加えて正常価額が輸出価格(あるいは構成輸出価格)を上回る額に相当するアンチダンピング税が賦課される。・・・

関税法 777 条 A(d) (公正価格以下(LTFV)の決定)

(1) 調査

(A) 一般。(B)項の下での調査において、当局は対象商品が米国で公正価格以下で販売されているかを以下の方法で決定する。

(i) 正常価額の加重平均を比較可能な商品の輸出価格(および構成輸出価格)の加重平均と比較することによって、あるいは

(ii) 個々の取引の正常価額を比較可能な商品の個々の取引の輸出価格(あるいは構成輸出価格)と比較することによって。

(B) 例外。当局は、以下の場合には、対象商品が米国で公正価格以下で販売されているかを正常価額の加重平均と比較可能な商品の個々の取引の輸出価格(あるいは構成輸出価格)との比較によって決定することができる。

(i) 輸出価格(あるいは構成輸出価格)の態様が購入者、地域または時期によって著しく異なっており、かつ

(ii) 当局が(A)(i)あるいは(A)(ii)の方法ではこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないかを説明する場合。

(2) 見直し。751 条の下での見直しにおいて、個々の取引の輸出価格(あるいは構成輸出価格)と外国の同種の産品の販売価格の加重平均を比較する場合、当局は加重平均する価格の時期を当該個別の輸出取引の暦月と最も近い暦月を超えない時期に限定する。

16 *Timken Co. v. United States*, 354 F.3d. 1334 (Fed.Cir., 2004), *rehearing denied*, 2004 U.S.App. LEXIS 6741 (17 March 2004), *cert. denied*, 160 L.Ed.2d 352, 125 S.Ct. 412 (U.S., 2004); *Corus Staal BV v. United States*, No.04-1107, 2005 U.S. App. LEXIS 1077 (Fed.Cir., 21 January 2005),

¹⁷ *United States – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Japan*, Report of the Appellate Body, WT/DS244/AB/R, adopted 9 January 2004.

¹⁸ *Ibid.*, para.93.

¹⁹ 標準的ゼロイング手続の内容は以下の通り。

(for original investigations)

(for periodic reviews)

PROC MEANS NOPRINT DATA =
MARGIN;
WHERE EMARGIN GT 0;
VAR EMARGIN & MUSQTY USVALUE;
OUTPUT OUT = ALLPUDD (DROP =
FREQ _TYPE_)
SUM = TOTPUDD MARGQTY
MARGVAL

PROC MEANS NOPRINT DATA =
MARGIN;
BY &USCLASS
WHERE EMARGIN GT 0;
VAR WTDMRG WTDQTY WTDVAL;
OUTPUT OUT = ALLPUDD (DROP =
FREQ _TYPE_)
SUM = TOTPUDD MARGQTY
MARGVAL

(Source: 本件パネル報告 para.4.139.)

²⁰ 日本の主張の概要は以下の通り。措置それ自体の WTO 協定適合性が問われる場合の「措置」は広義に解され、その国内法上の法的性格も、国内法上義務的か裁量的かも問われない。ゼロイングは米国が AD 手続で一般的かつ将来的にわたって適用するルール・規範・基準であるから、それ自体としてその適合性が問題となる措置である(7.88)。

²¹ *Supra* n.16, para.87.

²² *United States – Sunset Reviews of Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina*, Report of the Appellate Body, WT/DS268/AB/R, adopted 17 December 2004.

²³ ただし、阿部(2006: 178 頁)は、米国 OCTG サンセットレビュー事件上級委員会報告が SPB が措置であるとのパネルの判断を支持する一方で、SPB がそれ自体として AD 協定に違反するとはいえないとしてこの点に関するパネルの判断を取り消したことに触れ、「現行協定の解釈から、SPB それ自体の違法性を問うことには、限界がある」と述べている。

²⁴ *Supra* n.16, para.82.

²⁵ EC ベッドリネン事件上級委員会報告、*supra* n.1, para.55; 米国表面処理鋼板サンセットレビュー事件上級委員会報告、*supra* n.16, paras.127-130.

²⁶ 以上に続けて、パネリストの 1 人がゼロイングが許容される追加的な根拠として AD 協定 2.1 条を挙げる補足意見を述べている(7.285)。それによると、2.1 条の「ある国から他の国へ輸出される産品」という文言は、AD 税の確定に当たって当局が個別の輸出取引に着目することを許容する、換言すれば全取引を合算したり平均することを義務付けていないことを示すものと解される。

²⁷ WTO, Negotiating Group on Rules, Proposals on Fair Comparison, Paper from Chile; Columbia; Costa Rica; Hong Kong; China; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; and Thailand, TN/RL/W/158, 28 May 2004.

²⁸ *Ibid.*, pp.8-9.

²⁹ WTO, Negotiating Group on Rules, Further Submission of Proposals on Proceedings under Article 9, Paper from Chile; Columbia; Costa Rica; Hong Kong; China; Japan; Korea, Rep. of; Norway; Switzerland; the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu; Thailand; and Turkey, TN/RL/GEN/44, 13 May 2005, pp.3-4.

³⁰ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping*

Margins ("Zeroing"), Appellate Body Report and Panel Report, Action by the Dispute Settlement Body, WT/DS294/17, 15 May 2006.

³¹ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins ("Zeroing")*, Communication from the United States, WT/DS294/16, 17 May 2006.

³² *Ibid.*, pp.1-6.

³³ *Ibid.*, pp.6-9.

³⁴ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins ("Zeroing")* (DS294), Implementation Status of Adopted Reports, [http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds294_e.htm] (Accessed 24 June 2006.)

³⁵ *United States – Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins ("Zeroing")*, Communication from the United States, WT/DS294/18, 19 June 2006.

³⁶ *Ibid.*, pp.3-5.

³⁷ *United States – Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada*, Report of the Article 21.5 Panel, WT/DS264/RW, 2 April 2006, paras.5.22-5.23..

³⁸ *Ibid.*, n.36.

³⁹ *Ibid.*, para.5.28.

⁴⁰ *Supra* n. , pp.5-8.

⁴¹ *Ibid.*, pp.8-9.

⁴² *Ibid.*, pp.9-10.

⁴³ *Ibid.*, pp.10-11.

⁴⁴ *EC – Imposition of Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton Yarn from Brazil*, Report of the Panel, ADP/137, adopted 30 October 1995, para.502; *EC – Anti-Dumping Duties on Audio Tapes in Audiocassettes Originating in Japan*, Report of the Panel, ADP/136, circulated 28 April 1995 (unadopted), para.360.

⁴⁵ *Supra* n. , pp.11-13.

⁴⁶ *United States – Measures Relating to Zeroing and Sunset Reviews*, WT/DS322, First Written Submission of the United States of America, 14 June 2005, pp.15-24 (on "product as a whole"). Available online through [http://www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Monitoring_Enforcements/Dispute_Settlement/WTO/Dispute_Settlement_Listings/asset_upload_file372_7838/pdf] (Accessed 24 June 2006.)

ゼロイングに関するパネル報告・上級委員会報告の判断

	ペトリネン(AB)	軟材(P)	軟材(AB)	軟材(21.5)	ゼロイング(P)	ゼロイング(AB)
1 as applied						
当初調査加重平均比較 (2.4.2条第1文)	違反	違反*	違反	付託事項外	違反	違反
当初調査個別比較 (2.4.2条第1文)	付託事項外	違反*	判断せず	適法	判断せず*	判断せず
当初調査ターゲットダンピング (2.4.2条第2文)	同上	適法	付託事項外	付託事項外	適法	適法
当初調査公正比較義務 (2.4条第1文)	同上	付託事項外	同上	適法	適法*	判断せず
(2.4条第3文～第5文)	同上	同上	同上	付託事項外	無関係	無関係
AD税の確定 (9.3条)(1994GATTVI:2)	同上	同上	同上	付託事項外	適法*	違反
サンセットレビュー (11.3条)	同上	同上	同上	同上	適法*	判断せず
その他の行政見直し (9.5条、11.2条)	同上	同上	同上	同上	適法*	判断せず
2 as such						
当初調査加重平均比較						
米国関税法	同上	同上	同上	同上	適法	適法
DOC規則	同上	同上	同上	同上	適法*	判断せず
ゼロイング手法	同上	同上	同上	同上	違反	違反
標準ゼロイング手続	同上	同上	同上	同上	適法	判断せず
AD手続マニュアル	同上	同上	同上	同上	判断せず	判断せず
AD税の確定措置	同上	同上	同上	同上	適法*	適法

* 印は反対意見があったことを示す。